

(陳受R3第9号)

超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターの決意と支援の要望

受理年月日

令和3年10月14日

陳情者

光市中央五丁目
公益社団法人光市シルバー人材センター
理事長 藤井 文孝

陳情の要旨

我が国においては、人口減少、少子高齢化が進展している中で、誰もがいくつになっても活躍できる社会の実現が求められています。

シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しています。

「高齢者等の雇用の安定に関する法律」の改正法が四月から施行され、七十歳までの就業機会の確保が企業の努力義務とされる一方で、シルバー人材センターについては、人手不足分野等での就業機会の開拓・マッチング機能や地域ごとの実情を踏まえた積極的な取組の強化が求められています。

新型コロナウイルス感染症の世界的規模での拡大という未曾有の事態ではありますが、国の施策の実現や、地方自治体の施策、地域社会の期待に応えるべく、私たちは今、平成三十年度から令和六年度までの七年間を期間とする「第二次会員百万人達成計画」を踏まえ、会員拡大、とりわけ女性会員の拡大や企業退職（予定）者層への働きかけの強化の取組を強力に推進しているところであり、八十歳を超えても活躍できる就業機会の創出に努めています。

また、「自主・自立、共働・共助」という理念のもと、高齢者の安全就業を確保し、国が定めた適正就業ガイドラインを順守しつつ、

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業など要支高齢者に対する支援事業
- ② 放課後児童クラブの担い手など子育て中の現役世代や子供たちへの支援事業
- ③ 人手不足や働き方改革に取り組む地元企業に向けたシルバー派遣等の事業
- ④ 空き家管理、遊休地を活用した農園事業など地域の課題解決に資する事業等を重点的に取り組み、地域社会の発展と就業意欲のある高齢者の受け皿としての役割を果たしてまいりたい決意です。

つきましては、令和四年度のシルバー人材センター事業の推進のために必要なセンターに対する補助金等の確保を要望いたします。

特に、国においては一般会計をはじめとした補助金の確保、また、都道府県・市区町村においても、従前にもまして厳しい財政事情の中にはありますが、国の補助金と同額以上の補助金の確保や、センターに対する市区町村等の公共からの事業発注の確保について、強く要望いたします。

また、令和五年十月に導入予定の消費税における「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる措置を強く要望いたします。